

# 宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援） 登録事業者募集要項

## 1 募集の趣旨

宮崎市では、ひとり親家庭及び寡婦が修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に実施する宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）を実施します。

令和6年度の本事業の実施にあたり、実施要綱に定める生活援助等のため、家庭生活支援員の派遣を行う事業者または児童の保育を行う事業者を募集します。

## 2 募集の概要

### (1) 事業の名称

宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）

### (2) 実施区域

宮崎市全域

### (3) スケジュール

- ・募集期間 令和6年3月18日（月）以降
- ・登録事業者決定通知 随時
- ・契約締結 令和6年3月以降随時

### (4) 事業の実施方法

宮崎市と登録事業者で委託契約を締結して実施

### (5) 事業の実施期間（契約期間）

令和6年4月1日以降～令和7年3月31日

## 4 事業担当部署

宮崎市子ども未来部子育て支援課母子父子支援係

所在地：宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所本庁舎5階

電話：0985-21-1765（直通） FAX：0985-27-0752

E-mail：10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

## 5 事業の内容

就労等の自立を促進するために必要な事由や、疾病などの事由により、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭や寡婦に対し、次に掲げるサービスを提供するものです。

### (1) 生活援助

家庭生活支援員を派遣した居宅において、次に掲げる便宜、その他これらに付随する便宜であって、通常必要と認められるものを実施します。

ア 乳幼児の保育

イ 児童の生活指導

- ウ 食事の世話
- エ 住居の掃除
- オ 身の回りの世話
- カ 生活必需品等の買物
- キ 医療機関等の連絡
- ク その他必要な用務

(2) 預かり支援

保育施設等において実施する乳幼児の保育、児童の生活指導その他これらに付随する便宜であって、通常必要と認められるものを実施します。

※当該世帯の居宅で行う乳幼児等の預かり支援は、「生活援助」として取り扱う。

※詳細は、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業仕様書」のとおり。

## 6 費用について

(1) 委託料

委託料については、単価契約（実績払）とし、以下の単価とします。

①「生活援助」＜1時間あたり単価＞

	費用（事務経費含む）
午前9時～午後6時まで	2,060 円
午後6時～午後10時まで	2,520 円

訪問先から次の訪問先に移動する場合の移動に要する費用の負担は次のとおり

1,860円×延活動単位数

(ア) 30分未満は、0単位

(イ) 30分以上1時間未満は、0.5単位

(ウ) 1時間以上は、1単位

②「預かり支援」＜1時間あたり単価＞

	費用（事務経費含む）
午前9時～午後6時まで	1,100 円
午後6時～午後10時まで	1,320 円

2人以上の児童の預かり支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき上記の金額に0.5を乗じて得た額を加算する。

①、②ともに国の基準に基づく単価

(2) キャンセル料

登録事業所は、利用者の都合により支援の実施ができなかった場合のキャンセル料については、登録事業所等の規定に基づき、利用者から徴収できるものとする。

## 7 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 宮崎市内に事業所があり、かつ、利用者の派遣要望等に応えることができるスタッフを有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められ、ひとり親家庭の福祉の向

上に対する理解を有していること。

- (2) 同種または類似の事業の実績が1年以上あること
- (3) 生活援助においては、「介護保険法」第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は、家事代行サービスを提供している事業者でこの事業を適切に運営できると認められる他、育児に関する援助も可能であること。
- (4) 預かり支援においては、「児童福祉法」第59条の2第1項に規定する保育施設であること。
- (5) 次の項目をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - ② 申請書提出時において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ④ 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ⑤ 事業所等の代表等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - ⑥ 事業所等の代表等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当しない者であること。
  - ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

## **8 応募方法**

### (1) 募集期間

#### ① 募集要項、仕様書等の配付期間

令和6年3月18日（月）から随時

※窓口（宮崎市子育て支援課）での配付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### ② 登録申込受付期間

令和6年3月18日（月）から随時

#### ③ 事業所概要等の書類の提出期限

令和6年3月18日（月）から随時

### (2) 提出書類

#### ① 登録申請のための書類

- ア 宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業登録事業者応募申請書<様式第1号>
- イ 代表者等の住所・氏名等一覧表<様式第2号>
- ウ 誓約書（兼承諾書）<様式第3号>

②事業所概要等の書類

- ア 事業者の概要（事業者のパンフレット、チラシ等）
- イ 定款等
- ウ 履歴事項全部証明書

(3) 応募上の注意事項

- ・ 応募書類は1部ずつ提出してください。
- 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類の返却は行いません。
  - ・ 提出後に辞退する場合は、辞退届<様式第4号>を提出してください。
  - ・ 書対の提出方法は、郵送または4の事業担当部署窓口まで直接お持ちください。

**9 審査結果の通知等**

提出書類に基づき審査を行います。必要に応じてヒアリング等を行うこともあります。審査の結果は、書面により応募者に通知します。